

唐津市さが出会いサポートセンター登録料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身男女の出会いづくりを支援し、もって本市の少子化対策及び本市への定住促進を図るため、佐賀県が開設したさが出会いサポートセンター（以下「センター」という。）への新規登録を行った者に対し、予算の範囲内においてセンター登録料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市に住民登録をしていること。
- (2) 令和7年7月1日以後にセンターに新規登録し、補助金の申請日においてセンターの会員であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税の滞納がある者。
- (2) 外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有さない者。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象者のセンターへの新規登録時の会員登録料の額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、センターの会員登録日から起算して1年以内に、唐津市さが出会いサポートセンター登録料補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) センターの会員登録証の写し

- (3) センターの会員登録料を納入した事実及び金額が分かるものの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項各号に定めるもののほか、申請者が日本国籍を有しない場合においては、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しを添付しなければならない。
- 3 補助金の申請は1回限りとする。
- 4 規則第15条の規定による実績報告書の提出は、第1項の申請書の提出により、なされたものとみなす。

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨を唐津市さが出会いサポートセンター登録料補助金交付決定及び額の確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し及び返還請求)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の要件に該当する場合は、補助金の全部を取り消し、補助金の全額の返還を請求する。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金の交付申請日から1年を経過する日までの間にセンターを退会（成婚による退会を除く。）した場合

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住所
氏名
電話番号
メールアドレス

唐津市さが出会いサポートセンター登録料補助金交付申請書兼請求書

唐津市さが出会いサポートセンター登録料補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、
補助金の交付を申請し、併せて支払いを請求します。

1 交付申請・請求額 円

2 会員登録日（入会日） 年 月 日

3 誓約・同意事項（次の事項について確認し、□にチェックを入れてください）

※各事項に同意・誓約できない場合は、補助金の支給対象となりません。

補助金の申請にあたり、以下のことを誓約・同意します。

☐ 補助金を受けるに当たり、唐津市さが出会いサポートセンター登録料補助金
交付要綱第 2 条に規定する補助対象者に該当することを誓約するとともに、市
がこのことを公簿等において確認することに同意します。

☐ 交付要綱に違反又は事実と相違することがあった場合又は補助金の交付申請
日から 1 年を経過する日までの間にセンターを退会した場合（成婚による退会
を除く。）は、補助金の全部を直ちに返還します。

4 振込指定口座

金融機関名		店名	
口座区分		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

第2号様式（第5条関係）

唐 第 号
年 月 日

申請者 様

唐津市長

唐津市さが出会いサポートセンター登録料補助金交付決定及び額の確定通知書

唐津市さが出会いサポートセンター登録料補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり補助金を交付することを決定し、あわせてその額を確定しましたので通知します。

1 補助金 円

2 注意事項

唐津市さが出会いサポートセンター登録料補助金交付要綱第6条に基づき、次に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部を取り消し、補助金の全額の返還を請求します。

ア 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合

イ 補助金の交付申請日から1年を経過する日までの間にセンターを退会した場合（成婚による退会を除く。）